

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第30号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年7月21日 18時20分ごろ	
発生場所	沖縄県南城市久高島南西沖 久高島灯台から真方位230° 1.3海里付近 (概位 北緯26°08.5′ 東経127°52.0′)	
事故等調査の経過	平成23年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 シェン ロン CHENG LONG (カンボジア王国籍)、1,559トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 8869749 (IMO番号)、K.M.SHIPPING LTD S.A</p> <p>乗組員等に関する情報 一等航海士 (中華人民共和国籍)、外国免状 (中華人民共和国発給)</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 推進器翼曲損、右舷船底擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか8人が乗り組み、船首約2.2m、船尾約4.0mの喫水で久高島南西沖を速力約11ノットで東進中、一等航海士の食事交代のために当直を行っていた二等航海士が、GPSプロッターの概略の岸線表示のみを見て船位を誤認し、予定されていた変針点の手前で変針を行い、その後に戻ってきた一等航海士と当直を交代した。一等航海士は、変針後に見えるはずのブイが見えないため、針路の誤りに気付いて右回りに反転したが、反転した方向に浅瀬があり、平成23年7月21日18時20分ごろ船底がその浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、来援したタグボートによって離礁し、中城湾内の検疫錨地まで自力で航行した。</p> <p>本船で使用されていたGPSプロッターには、本海域付近の詳細なデータは搭載されておらず、画面には概略の岸線しか表示されていなかった。</p> <p>本船では、GPSプロッターによる情報のみで航行しており、海図を使用していなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、久高島南西沖の浅瀬付近を東進中、一等航海士が、針路の誤りに気付いて反転する際、GPSプロッターに表示される概略の岸線情報を用いたことから、久高島南西沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、久高島南西沖の浅瀬付近を東進中、一等航海士が、針路の誤りに気付いて反転する際、GPSプロッターに表示される概略の	

	岸線情報を用いたため、久高島南西沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
--	--